

# 特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための 基本方針

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」）対策を経営上の重要課題の一つと位置づけ、以下のとおり基本方針を制定し、本基本方針に基づいた態勢の整備・維持・改善に努めてまいります。

## 1. マネロン・テロ資金供与防止態勢の整備

本法人は、提供する商品・サービスがマネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するため、態勢の整備と維持に努めます。

## 2. 経営の関与

本法人の理事会は、マネロン・テロ資金供与対策の問題に対し、主体的に取り組みます。

## 3. マネロン・テロ資金供与に係るリスクの特定、評価、低減

本法人は、リスクベース・アプローチに基づき、提供する商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを検証し、マネロン・テロ資金供与リスクを特定するとともに、特定されたリスクの当社への影響度の評価を行い、その結果に基づき、リスクを低減させる適切な措置を講じます。

## 4. 顧客管理

本法人は、関係法令等に基づいた本人確認等の手続きを実施し、顧客受入可否の判定や適切な顧客管理を行うことで、制裁対象者や反社会的勢力を含む不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。

## 5. 疑わしい取引の届出

本法人は、疑わしい取引を検知するために適切な取引モニタリングを実施します。疑わしい取引を検知したときは、関係監督機関への届出を行いません。

## 6. 書類・記録等の保存、データ管理

本法人は、マネロン・テロ資金供与対策に関する書類・記録等を関係法令等に基づき適切なデータ管理・保存に努めます。

## 7. 実効性の検証、継続的な改善

本法人は、マネロン・テロ資金供与対策のための態勢について、定期的の実効性の検証及び内部監査を行ない、継続的な態勢の改善に努めます。

## 8. 役職員の研修

本法人は、マネロン・テロ資金供与対策に関わる部署の役職員がその役割に応じた専門性・適合性等を有するよう、研修等を通じて知識・理解を深めることに努めます。

## 9. 附則

### (1) 主管部署

本方針の主管はアビリティ共済事務局とします。

### (2) 改廃権限

本方針の改廃は、理事会にて決定するものとします。

### (3) 施行・改正日

本方針は 2024年3月29日に制定・施行します。